

専第2号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和2年1月29日

鹿児島県知事 三反園訓

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 134,200円

相手方		事由
氏名	住所	
		鹿児島港谷山二区長水路小型浮棧橋における船舶損傷事故